第１３回　安来市農業委員会議事録

令和６年７月２２日 午後２時００分 第１３回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

１．出席委員

１番	岩﨑	金己君	２番	添田	俊之君	３番	新田	徹君	４番	横山	芳明君
５番	永塚	知芳君	６番	足立	仁行君	７番	北中	宏一君	８番	木戸	芳己君
９番	武上	隆雄君	１０番	仲佐	久子君	１１番	北川	正幸君	１２番	新田	里恵君
１３番	塩見	秀雄君	１４番	渡邊	克実君	１５番	佐々木吉茂君		１７番	吉村	正君
１８番	齋藤	哲君	１９番	渡辺	和則君						

２．欠席委員　　　　なし

３．出席事務局

堀江　規恵君　　加藤　靖弘君　　二岡　美保君

４．議事案件

日程第　１	議事録署名委員の指名		
日程第　２	会期の決定	令和６年７月２２日　１日	
日程第　３	議第５３号	農地法第２条の規定による非農地証明願について	
日程第　４	議第５４号	農地法第３条の規定による許可申請について	
日程第　５	報第４８号	農地法第４条の規定による２ａ未満農地転用届出について	
日程第　６	議第５５号	農地法第５条の規定による許可申請について	
日程第　７	報第４９号	農地法第５条の規定による届出について	
日程第　８	議第５６号	農用地利用集積計画の決定について	
日程第　９	報第５０号	農地法第３条の３の規定による届出について	
日程第　１０	報第５１号	農地法第１８条第６項の規定による通知について	
日程第　１１	報第５２号	非農地判断の実施について	

５．　議事

事務局：堀江　規恵君

定刻になりましたので、只今から第１３回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議　長：齋藤　哲君

【あいさつ】

議　長：齋藤　哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江　規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に基づき、定足数に達しておりますので第１３回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議　長：齋藤　哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江　規恵君
ありません。

議　長：齋藤　哲君
それでは、日程第１　議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第１３条により９番　武上委員、１０番仲佐委員を指名いたします。

議　長：齋藤　哲君
日程第２　会期の決定　を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議　長：齋藤　哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日１日と決定いたしました。

議　長：齋藤　哲君
日程第３　議第５３号　農地法第２条の規定による非農地証明願について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
２ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。３ページに案件の内容、４ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、１件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。１番は、もともと湿地帯にある水田で耕作が困難であった中、昭和６０年頃から国が減反政策を進めるのに合わせて耕作をあきらめ、原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（３）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について５番　永塚委員お願いします。

５番：永塚　知芳君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議　長：齋藤　哲君
続きまして、現地調査報告を２班１１番　北川委員お願いします。

９番：北川　正幸君
９番　北川です。今月の調査班は第２班です。７月１９日に永塚班長、添田委員、木戸委員、渡邊克実委員、吉村委員と北川、それと事務局より堀江局長、加藤主幹の８名で行いました。午後１時３０分から事務局より説明を受けた後、現地に行きました。２条の１番案件、非農地証明願ですが、現地では永

塚委員より説明を受けました。昭和６０年代からの減反政策により耕作されておらず、３１８番、３１９番内１は隣接地でありまして現在、竹が繁茂しておりました。３７３番３も山林化しており、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

議　長：齋藤　哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
なおようですので、１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第４　議第５４号　農地法第３条の規定による許可申請について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
５ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第１０条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。６ページから７ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は、３件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。１番は、受贈による所有権移転で、農地法第３条第２項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均５００ﾒｰﾄﾙ、農機具はﾄﾗｸﾀｰ４台、ｺﾝﾊﾞｲﾝ２台、田植機１台、乾燥機３台、乳牛４０頭を所有しています。労働力は本人と妻、父親の３名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、[redacted]です。２番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は３０ﾒｰﾄﾙ、農機具は田植機１台、ｺﾝﾊﾞｲﾝ１台、ﾄﾗｸﾀｰ１台、乾燥機１台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し[redacted]です。３番は、受贈による所有権移転で、農地法第３条第２項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は３００ﾒｰﾄﾙ、農機具は耕運機１台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、[redacted]です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。１番の案件について１５番　佐々木委員お願いします。

１５番：佐々木　吉茂君
１５番　佐々木です。１番の案件について説明をいたします。１番の案件は譲渡人の方のご家族、特に連れ合いとおじいさんが相次いで亡くなって、譲渡人が相続したわけでございますが、自分で作ること

ができず、譲受人に作ってもらっておったわけですけども、この度、話がまとまりましたので、今回の申請となったものです。譲受人が作ることになりましても、以前から管理しておった関係もありますので、周囲に与える影響はないと思っております。よろしくお願いいたします。

議　長：齋藤　哲君
２番の案件について７番　北中委員お願いします。

７番：北中　宏一君
７番　北中です。２番案件の説明をします。この圃場は自分で譲受人が圃場整備をして大きくした圃場の一部の土地であります。元々、譲受人が耕作をしており、周りに影響を与えることはありません。審議のほどよろしくお願いします。

議　長：齋藤　哲君
３番の案件について５番　永塚委員お願いします。

５番：永塚　知芳君
５番　永塚です。３番についてご説明させていただきます。譲受人と譲渡人は親が兄弟、すなわちいとこの関係になります。この面積９．３６㎡がなぜこれだけ残ったのかわからないですが、今回これが圃場整備にあたりまして、譲渡人は他に農地があったのですが、すべて転売をしておりまして、これだけ残りました。９．３６㎡もどうしてやるわけにもいかないので、隣に譲受人が作っておりますので無償で譲渡するという事でございます。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
次に、２番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
次に、３番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第５　報第４８号　農地法第４条の規定による２ａ未満農地転用届出について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
８ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第２９条第１号の規定による２a未満農地の転用の届出がありましたので報告するものです。９ページに案件の内容、１０ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第４条による２a未満農地転用の届出は、１件です。１番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
日程第６　議第５５号　農地法第５条の規定による許可申請について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
１１ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第５７条の４の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。１２ページに案件の内容、１３～１５ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第５条の許可申請は、４件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。１番は、概ね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地の区分は第１種農地と判断します。転用の目的は、倉庫敷地で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は従業員１４名を雇用する醤油、金山寺味噌等の製造販売を行う企業でありますが、食品の加工が増え、現在の工場では狭隘となったため、倉庫の増設を計画されました。しかし、既存の敷地では余剰地がなく、適地を検討しておられました。この度、会社の事業活動上敷地内での移動が可能となり、安全面の確保もできる既設の事務所、工場と隣接する本申請地を譲り受け、敷地の拡張を行うものであります。これは農地法施行規則第３５条第５号「既存の施設の拡張」に該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し[redacted]です。２番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第１種農地と判断します（S８年度完了の「能義郡宇賀荘村大字吉岡九重耕地整理事業」）。転用の目的は、農家住宅で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は夫婦２名で市内ｱﾊﾟｰﾄに住んでおられましたが、第一子の誕生に伴い、手狭となったため、戸建て住宅の建築を計画されました。育児において両親の支援が受けられること、また今後高齢化する両親への支援も見据えて適地を検討しておられました。本申請地はご実家に近く、両親の支援を受けるには大

変都合が良いため選定されたものであります。これは農地法施行規則第３３条第４項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し[redacted]です。３番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第１種農地と判断します(S８年度完了の「能義郡宇賀荘村大字吉岡九重耕地整理事業」)。転用の目的は、農家住宅で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は夫婦と子ども３名で市内ｱﾊﾟｰﾄに住んでおられましたが、子どもの成長に伴い手狭となった上、第二子誕生も控え戸建て住宅の建築を計画されました。育児において両親の支援が受けられること、また今後高齢化する両親への支援も見据えて適地を検討しておられました。本申請地はご実家に近く、両親の支援を受けるには大変都合が良いため選定されたものであります。これは農地法施行規則第３３条第４項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し[redacted]です。４番は、農地の区分は農用地区域内農地であり、３年間の一時転用であります。転用の目的は、臨時来客用駐車場で、権利の種類は使用貸借権の設定です。譲受人は自分のご実家の古民家を利用して飲食店を開業されておりますが、開業以来、宅地だけでは来客数に見合う駐車場が確保できない状態となっているため、このたび敷地に隣接する農地を借用し、一時的に臨時来客用駐車場を設置するものであります。これは農地法施行令第４条第１項ｲ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」および同ﾛ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」に該当すると考えております。また事業完了後もとの農地に復元されます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は[redacted]です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番、４番の案件について　１５番佐々木委員お願いします。

１５番：佐々木　吉茂君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議　長：齋藤　哲君
地元委員から申請場所の説明を求めます。２番、３番の案件について　１２番　新田委員お願いします。

１２番：新田　里恵君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議　長：齋藤　哲君
次に、現地調査報告を２班１１番　北川委員お願いします。

１１番：北川　正幸君
１１番　北川です。それでは５条案件の１番案件から説明いたします。現地では佐々木委員から説明を受けました。事務局の説明のとおり、倉庫敷地の増設という事です。醤油の仕込み蔵倉庫１棟の３２２．９４㎡、１棟を建設の予定です。今回の申請に至って敷地は現在の高さに合わせまして、L型コンクリート擁壁、１ｍ２０ｃｍを南側、東側、西側に設置して土砂の流出を防ぎます。東側一部を舗装して進入路とするという事です。雨水は北側にL型排水路を作り、さらに雨水桝を付けて、東側既存側溝へ流す予定です。隣接農地の所有者、水路管理者等承諾書の添付もあり、調査班としては許可妥当と判断い

たしました。審議のほどよろしくお願いします。２番案件は農家住宅という事で、事務局の説明のとおりです。この２番と３番の案件ですけど、兄弟で取得されるという事です。まず２番案件ですけども、３１４番4、５３０㎡の申請地ですが、６１．３５㎡の建築面積で建築される予定です。南側は既に隣地境界線にブロックが積んであります。東側にＬ型コンクリート擁壁を設置して、８０ｃｍの盛土をされるという事です。北側の境界はそのままで、お互いに兄弟ですので、２．５ｍずつそのまま残して回転場として使用される予定です。生活排水は合併浄化槽を設置して西側水路に流し、雨水は東側水路、道路沿いに水路がありますのでそこに流す予定です。隣地所有者、水路関係者等の承諾書も添付されており、調査班としては許可妥当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いします。３番案件、３１５番4、３８３㎡の申請地ですが、建築面積は９６．０６㎡で北側、西側にＬ型コンクリート擁壁を設置して、８０ｃｍの盛土をされる予定です。南側に関しましては、やはり隣地２ｍ５０ｃｍずつお互いに回転場として使用されるということでしたので、お互いに擁壁等の考えはありません。生活排水は合併浄化槽を設置して西側水路に流し、雨水は東側水路に流す予定です。それぞれ隣地農地所有者、水路関係者等の承諾書も添付されておりますので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いします。続きまして４番案件ですが、佐々木委員より説明を受けました。臨時来客用駐車場で、事務局の説明のとおりでして、２８６番5、２３４㎡のうち７４㎡、２８５番3、１０９㎡、いずれも表土を少し剥いで真砂土で埋めて使用される予定です。実家のおばあさんの面倒を看ながらという事で､隣地所有者等の承諾書も添付されており､調査班としては許可妥当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いします。

議　長：齋藤　哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
ないようですので、１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
２番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
３番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めま

す。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
４番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君
日程第７　報第４９号　農地法第５条の規定による届出について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
１６ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第５０条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。１７ページに案件の内容、１８ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第５条の届出は、１件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。１番は、転用目的は資材置場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議　長：齋藤　哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について６番　足立委員お願いします。

６番：足立　仁行君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議　長：齋藤　哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
日程第８　議第５６号　農用地利用集積計画の決定について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
１９ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、２２ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧くだ

さい。今月は、賃借権１２４件、面積１８万５千７７㎡、使用貸借権１０件、面積１万１千８０２㎡、全体で１３４件、総面積が１９万６千８７９㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向　直之君

農林振興課の日向です。お世話になります。議第５６号についてご説明いたします。詳細は２２ページから３９ページまででございます。今月の利用集積計画ですが、番号１から２４及び番号３１から３３までが農地中間管理事業による利用権設定、番号２５から３０までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長：齋藤　哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議　長：齋藤　哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議　長：齋藤　哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議　長：齋藤　哲君

日程第９　報第５０号　農地法第３条の３の規定による届出について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君

４０ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第２１条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。４１ページから４２ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、５件で、すべて相続です。以上です。

議　長：齋藤　哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君

日程第１０　報第５１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君

４３ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。４４ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第１８条の規定による解約については、１件で、経営基盤強化促進法による賃貸借の解約１件です。以上です。

議　長：齋藤　哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
日程第１１　報第５２号　非農地判断の実施について　を議題とします。

議　長：齋藤　哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤　靖弘君
４５ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。４６ページから４８ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から１１６筆を抽出し、令和６年７月２日に農地対策委員会を開催し確認いたしました。その結果、１１２筆、５万７千４１２．２２㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、７月中を予定しています。以上です。

議　長：齋藤　哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議　長：齋藤　哲君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第１３回安来市農業委員会会議を閉会します。

（午後　2時４８分）